

4 医療的ケア児に集団生活を送る場を

保育園等で訪問看護師による医療的ケアを実施

磐田市は令和3年9月に施行された「医療的ケア児支援法」に基づき、医療的ケア児の集団生活を支援します。

令和5年度からは、できるだけすべての子どもたちが集団生活を通して、相互に豊かな関わりを持てるよう、日常生活を営む上で医療を要する医療的ケア児であっても、集団保育が可能であると認められた幼児については、保育園等で医療的ケアを実施します。

1 概要

医療的ケア児が保育園等への入園を希望する場合、医療的ケア児コーディネーターが中心となって保護者、医師、市、園が協議し、園での受け入れが可能と判断した場合は、訪問看護師が園で医療的ケアを実施します

2 内容

①医療的ケア児コーディネーターによる相談

障害者相談支援センター（iプラザ内および磐田市急患センター内）の医療的ケア児コーディネーターが保護者からの保育園等への入園相談に応じ、関係機関と医療的ケア児及び保護者と繋げます。

②保育園等(幼稚園・保育園・こども園・地域型保育)への受入

【対象】

子ども同士の関りを通じた集団生活ができることや病状や健康状態が安定していて、家庭において保護者により医療的ケアが安定的に実施されている幼児

【受入可能な保育園等】

市内全ての認可公私立園

【園での医療的ケアの実施方法】

磐田市と委託契約を結んだ訪問看護事業所の看護師が保育園等を訪問し、医療的ケアを実施

【実施できる医療的ケア】

経管栄養、喀痰の吸引、導尿、人工肛門の便の処理、インスリンの注入（注射・ポンプ）

【費用】

看護師の訪問費用は公費負担とし、保護者負担はありません。ただし、医療的ケアに対する意見書などの文書料やケアにかかる物品の費用は、保護者負担となります。